清水事務局長の Heart to Heart ハート・トゥ・ハート Vol.21

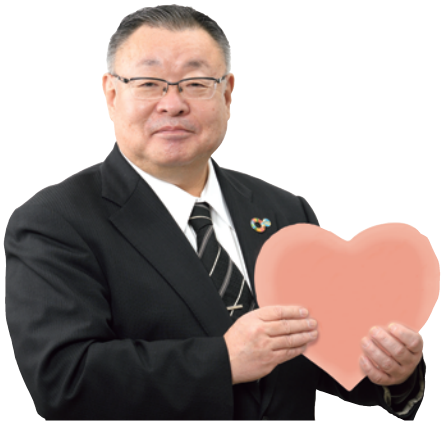

労働教育と主権者教育の充実へ

デジタル・シティズンシップ教育とは!?

2013年にインターネットを利用した選挙運動が解禁され、10年余りが経過した。今、SNSや動画を活用した選挙活動は、自治体選挙や国政選挙の結果に大きな影響を与えていると言われる。また、選挙に関する動画を撮影し公開・拡散する候補者やインフルエンサーに収益が入る新たな構造や選挙に与える問題について、その規制と表現の自由との観点から議論を呼んでいる。この間、インターネット上の誹謗中傷・権利侵害や違法・有害情報の拡散防止に対しては、2022年の侮辱罪の厳罰化や今年4月の情報流通プラットフォーム対処法の施行などがはかられてきた。また、選挙ポスターの品位を保つ規定などを盛り込んだ改正公職選挙法が3月に成立し、夏の東京都議会選挙や参議院選挙から適用されるとともに、候補者が他の候補者を応援する「2馬力選挙」やSNS上での偽情報への対応については、付則で「必要な措置」を講じるとし、今後の検討課題とされた。

急速に進展するデジタル社会において、子どもたちがICT(情報通信技術)を利活用する中で、発達段階に応じて必要なスキルや行動規範を身につけ、デジタル社会の良き担い手となることをめざす「デジタル・シティズンシップ教育」を推進することが重要だと考える。つまり、デジタル技術を使いこなすだけでなく、オンラインを通じて社会課題の解決に積極的に関与・参加したり、意見を交換したりするなど、社会の一員として行動することが求められるということだ。デジタル・シティズンシップ教育の目的として、オンライン上の情報の真偽を見極め、適切な情報源を選び、利用する「情報リテラシー」が大切で、オンラインでの行動には責任が伴うことを理解し、適切な行動をとることも必要だ。また、ネットでのマナーやルールを守り、他人を思いやる「情報モラル」も大事にしたい。

連合「教育制度構想」の改訂へ!

2015年の公職選挙法等の改正で、2016年より選挙権年齢が満18歳に引き下げられた。法改正を受けて文科省は、高校に在籍する生徒が選挙権を有することとなることを踏まえ、1969年に発出した政治的中立性の確保を理由に「政治的教養に関する教育(以下、主権者教育)」を抑制する通知を廃し、2015年に主権者教育の取り扱いの充実をはかる新たな通知を発した。半世紀ぶりの見直しは、まさに画期的な出来事であった。さらに文科省は、2018年に主権者教育推進会議を設置し、2021年に「主権者として必要な資質・能力を、各学校段階や家庭・地域における学びを通じて、社会総がかりで確実に育成していくための方策を講じていくことが重要である」との最終報告を取りまとめた。推進会議の提言を受けて、高校では2020年度以降に学習指導要領が改定され「公共」が必修科目となった。

こうしたことをきっかけに連合は、2019年に「教育制度構想」を策定し、昨年来その点検・見直しを行い、5月の第95回中央委員会で改訂版を決定した。その中で、個人が働く上で知っておくべきワークルールに関する知識を身につけ活用できる「労働教育」、社会保険や税などの負担を自分ごととして学び、国民として良識ある公正な判断力を身につけ、政治や社会に主体的に参加する態度を養う「主権者教育」の充実などを進めていく必要があるとしている。さらに、超党派の議員連盟で検討が進められてきた「ワークルール教育推進法」の制定により、学校教育および社会教育を通じ生涯にわたって働くことの意義やワークルールなどを学ぶことで、ディーセントワークを実現し、持続的な社会の発展をめざすとしている。